

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

- a. 企業間の連携（当社のノウハウ、技術力を生かして取引先と連携して付加価値の高いサービスの開発及び提供をめざします）
- b. BCP/事業継続（取引先の災害時等の事業継続へ向け可能な限りの協力をいたします。）

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。不合理な原価低減要請を行いません。中小受託事業者の適正な利益を含み、労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際「労務費の適切な転嫁のため の価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。また製造委託等代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を中小受託事業者の負担とせず、支払サイトを 60 日以内とします。

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。特に災害時等においては中小受託事業者に取引上一方的な負担を押し付けず、事業再開時等には取引関係の継続に最大限配慮します。

3. その他（任意記載）

約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2026年1月29日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

あじの店つきぢ

企 業 名

代表 川手弘隆

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。